

# 青森県報

第二千四百三十七号

平成十七年  
二月四日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

公印の調製及び廃止	……………	(総務学事課)	…
軽油引取税に係る特約業者の指定	……………	(税 務 課)	… 一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	……………	( 同 )	… 一
生活保護法による介護機関の指定	……………	(健康福祉課)	… 二
右 同	……………	( 同 )	… 三
救急診療所の設置	……………	(医療薬務課)	… 三
保安林の指定解除予定	……………	(林 政 課)	… 三
右 同	……………	( 同 )	… 三
公有水面埋立ての免許の出願の要領	……………	(漁港漁場整備課)	… 四
公 告			
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	……………	(民生生活政策課)	… 五

## 告 示

青森県告示第六十六号

平成十七年一月二十三日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十七年一月二十四日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程（昭和三十六年八

月青森県訓令甲第二十七号）第十一条の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

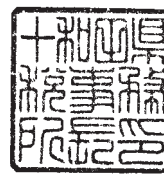
公印の名称及び印影

公印の名称及び印影

十和田県税務所長 印



十和田県税務所長 印



青森県告示第六十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、岩手県知事及び愛知県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
都南石油株式会社	佐々木 光春	岩手県盛岡市永井一の一の三七	平成二〇一〇
エネクスオート中部株式会社	市原 明	愛知県名古屋市中北区浪打町二丁目三八	二〇一〇

青森県告示第六十八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、岩手県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、東京都知事、神奈川県知事、長野県知事、和歌山県知事、香川県知事及び宮崎県知事から次の者につき軽油引取税

に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社千葉石油	千葉 晃	岩手県岩手郡西根町大更一八の八八の九〇	平成 一六・二・九
千葉石油有限公司	千葉 英幸	岩手県岩手郡玉山村大字芋田字昼久保六の一	"
仲之蔵商事株式会社	茅根 弘道	茨城県日立市田尻町二の二の八	一六・三・一
有限会社フルヤ商事	古家 博	栃木県那須郡南那須町大金一六〇	一六・一〇・三
有限会社山一商店	鈴木 賢一	群馬県館林市千代田町五の一	一六・八・三
小野田石油株式会社	小野田 哲也	東京都新宿区下落合三の四の四	一六・九・三
有限会社瀬尾商会	瀬尾 好夫	神奈川県平塚市四之宮六の一の一八	一六・九・三〇
東信興業株式会社	林 利雄	神奈川県相模原市千代田六の三の二六	"
長野石油販売株式会社	和田 孝	長野県長野市鶴賀田町二三九六の一	一六・三・一
藤本 雅史		和歌山県和歌山市岩橋一七一七	一五・九・三〇
株式会社昭和興産	村上 武	香川県高松市東八ヶ町八七七	一六・三・二四
石川石油株式会社	石川 信幸	香川県観音寺市坂本町三の一の八	"
宮崎県米穀商業協同組合連合会	和田 勇	宮崎県宮崎市宮田町一〇の二八	九・二・一

青森県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社二子イ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問介護	アイリスケアセンター おいらせ	上北郡下田町字中平下長根山一の一三三七	平成 一六・三・一
株式会社ウエルビーン	弘前市大字松森町六五の一	通所介護	デイサービス朝日温泉	弘前市大字福田字巻屋四の一	一七・一・六
有限会社佐藤器機	弘前市大字安原三丁目八の一	痴呆対応型共同生活介護	グループあけぼの	五所川原市大字稲実字開野一七の二〇	一七・一・三〇
有限会社こころ	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九五	"	グループこころ	五所川原市大字桜田字鴻ノ巣四三の一	一七・一・二
社会福祉法人千栄会	南津軽郡藤崎町大字柏木堰字南亀田一の一	"	グループさんふ	南津軽郡藤崎町大字柏木堰字南亀田一の一	一六・三・二〇
有限会社さくら	北津軽郡中里町大字中里字亀山七七の一六四	"	グループさくら	北津軽郡中里町大字中里字亀山七七の一六四	一六・三・二六
株式会社成田建設	北津軽郡市浦内大字相内字相内八	"	グループいほの里	北津軽郡市浦内大字相内字相内二二二の一	一七・一・二五
有限会社さ	西津軽郡森田村	"	グループホ	北津軽郡鶴田町	

日向木協商事株式会社	古本 琢磨	宮崎県日向市大字日知屋一六四七三	二・二・三〇
------------	-------	------------------	--------

くらフアー ム	大字中田字池田 三の三	"	りムさきし	大字妙堂崎字崎 尻四四の一	一七・一・二
有限会社ケ アサービス たんぼぼ	北津軽郡金木町 大字金木字芦野 二〇〇の二六七	"	グルーブホ ームたんぼ	北津軽郡金木町 大字金木字芦野 二〇〇の二六九	一七・一・二〇

青森県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指 月 日 定
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
有 限 会 社 リ ブ ラ イ ズ	居宅介護支援事業所かつこの森	平成 一六・九・六
八戸市大字妙字 桶屋平九の六〇	三戸郡階上町蒼 前西二丁目九の 九九二	
有 限 会 社 ル ー ツ	泉の里居宅介護支援事業所	一六・一〇・二〇
北津軽郡中里町 大字今泉字神山 一四一	北津軽郡中里町 大字今泉字神山 一四一	

青森県告示第七十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
医療法人はちのへ 99クリニック	八戸市南類家五丁目一の八	平成二十年二月三日

青森県告示第七十二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨五九の一九（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十三号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
北津軽郡市浦村大字十三字琴湖岳五三三の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十七年一月二十七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二五の一七、二五の一八、二五の一九、二五の二〇、一四、一五、二五の二二、二五の二三、二五の二四、二五の二五、二五の二六、二五の四二、一一の五及び二五の二七の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び ①の地点と ②の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 青森市大字六枚橋字磯打一〇番六に設置された金属鉸（北緯四 度五 五分五二・三秒、東経一四 度三九分五三・二秒）から六度三七分二

八・八一メートルの地点

②の地点 ①の地点から七三度三三分九八・ メートルの地点

③の地点 ②の地点から一六三度三三分一五・ メートルの地点

④の地点 ③の地点から七三度三三分一・九 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一六三度三三分四・七三メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二五三度三三分一五・六 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一六三度三三分 〇・六七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二五三度三三分八四・四 メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三四 度二六分三五・八九メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から七 度四三分一二・九四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三四 度一 分七九・二二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二五 度一 分一三・九七メートルの地点

3 面積

一三、四二一・三六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字六枚橋字磯打二五の一四、二五の一、一九の一、二五の一七、二五の一八、二五の一九、二五の二〇、一四、一五、二五の二二、二五の二三、二五の二四、二五の二五、二五の二六、二五の四二、一一の五、二五の二七、二五の二八、二五の二九及び二五の四〇の地先公有水面

2 区域

次の①地点から⑫の地点まで順次直線で結んだ線及び⑬の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 青森市大字六枚橋字磯打一〇番六に設置された金属鉸（北緯四 度五 五分五二・三秒、東経一四 度三九分五三・二秒）から 度五一分二

三七・一五メートルの地点

②の地点 ①の地点から七三度三三分一八九・七二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二九度三六分一五六・六 メートルの地点

④の地点 ③の地点から一九三度三三分二七・五一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二五三度三三分一六七・二二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三四 度一 分二五・一 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三四 度一 分二九・五三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三三七度五九分五五・五二メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三四 度二 分一 七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三三六度五四分二一・六一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三四 度一 五分三三・三五メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三四 度一 五分三三・三五メートルの地点

3 面積

五五、一一七・四二平方メートル  
四 埋立地の用途  
漁港施設用地

## 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク

三 代表者の氏名

類家 伸一

四 主たる事務所の所在地

八戸市柏崎二丁目七の四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域や市民が主体となつた環境保全と循環型社会の研究と啓発活動を推進し、環境・エネルギー産業に関連した先進的な地域を形成することで、既存産業の振興と新産業を創出し雇用機会の拡大を図り、我が国の持続的発展可能な循環型社会の形成に寄与するとともに、世界の環境問題とエネルギー政策に貢献することを目的とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭